

## 9 防災マニュアル

# こころ自治会防災マニュアル

こころ自治会自主防災会  
2022年1月

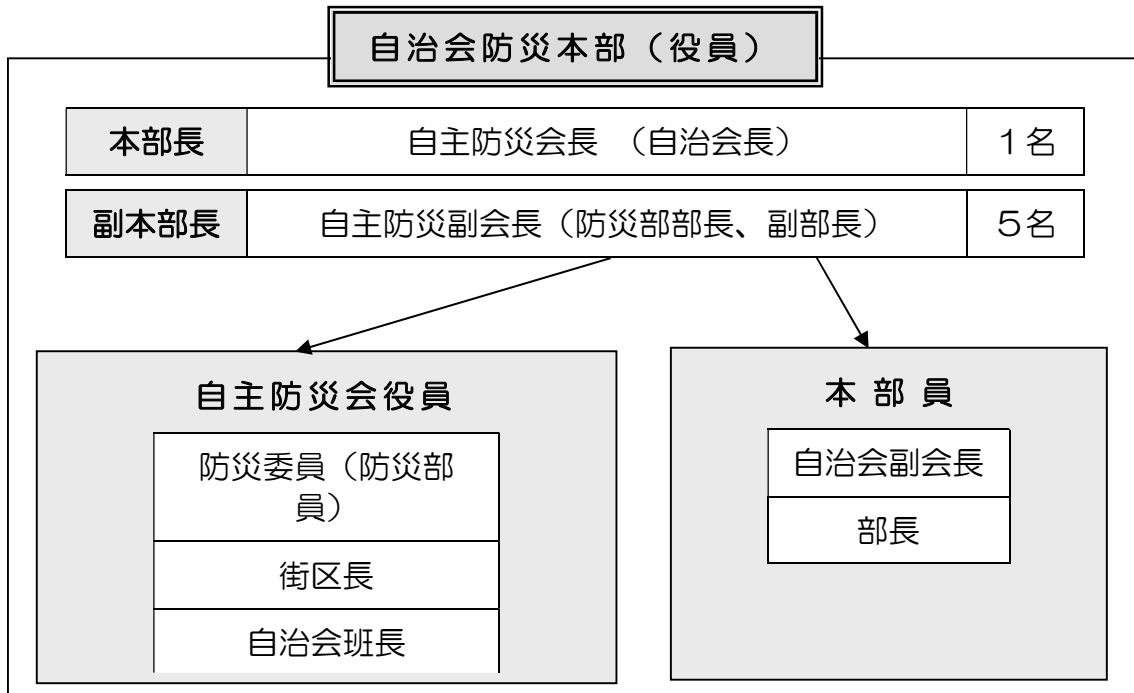
# 目 次

第 1	こころ自治会防災本部組織図とその役割	1
第 2	防災本部の開設と初期行動	2
第 3	平常時の自治会防災活動	3
第 4	災害時の緊急連絡先	3
第 5	情報連絡責任者と連絡網	4
第 6	避難行動の手順	4
第 7	要避難支援者（災害弱者）対策	5
第 8	備蓄物資の整備と防災資機材の管理	5
第 9	添付資料	6

# 第1 ころ自治会防災本部組織図とその役割

1. 大規模災害が発生した場合、自治会役員は全て防災本部役員を務める。当面の防災活動にあたり、生活避難場所運営本部を設置後は同本部役員を務める。
2. 自治会防災本部組織図

自治会非常時体制



初期防災活動のグループ編成	
グループ代表者	防災委員、本部員
グループ	要員
1. 情報・避難誘導	防災リーダー（街区長、班長）
2. 要援護避難誘導	自主防災会役員 および住民
3. 初期消火	
4. 救助	
5. 子供保護	

### 3. 役員の任務

- 1) 本部長は、自治会の指揮系統の中心的役割を担う。  
自治会の初期防災活動の全般をまとめ、住民の避難状況によって区役所や施設管理者と協議後、生活避難場所を開設する。その後は生活避難場所運営本部長を務める。
  - 2) 副本部長は、自主防災会役員や本部員と連絡調整し、生活避難場所開設後は同運営副本部長を務める。本部長を補佐し、本部長不在の時は、その任務を代行する。
  - 3) 本部員は、本部長及び副本部長と連携し、必要な時は本部長を補佐する。区役所や警察署、消防署および隣接地域等との連絡・調整を担当する。
  - 4) 防災委員は、班長としての任務と初期防災活動各グループの代表を務める。
  - 5) 街区長は、本部と住民とのパイプ役となり、街区内の情報収集をする。班長は、街区長を手助けし、住民の声をまとめる。  
どちらも生活避難場所開設後は、同運営本部役員を務める。
  - 6) 住民は団体行動を原則とし、防災本部の指示に従い、初期防災活動に協力する。
4. 防災本部は、初期防災活動のため、防災委員及び本部員を代表者として、以下のグループを編成して防災活動をする。要員は自主防災会役員と住民をあてる。
- 1) **情報・避難誘導要員** 主に班長が担当。班内の住民の避難を指示・先導し、街区長を通じて本部に住民の安否や被災状況を連絡する。
  - 2) **要援護避難誘導要員** 情報・避難誘導要員を補佐し、班を誘導して住民の避難を手助けする。
  - 3) **初期消火要員** 延焼を防ぐため消火活動をする。  
ただし、初期消火できない火災のときは、至急本部に連絡する。
  - 4) **救助要員** 倒壊家屋内等に取り残された被災者を救助する。  
ただし、自力での救助が不可能なときは、至急本部に連絡する。
  - 5) **子供保護要員** 保護者が見当たらない子供を保護する。
  - 6) 必要なときは、その他グループを編成して防災活動をする。

## 第2 防災本部の開設と初期行動

1. 防災本部は、伴南小学校学区集会所内に置く。
2. 上記集会所が使用不能なときは、伴南小学校体育館に置く。
3. 防災本部役員は全て、防災本部設置場所に集合する。
4. 防災本部開設
  - 1) 防災本部役員は、参集状況により「防災本部」を立ち上げる。

- 2) 本部長が未到着の場合は、副本部長又はその他本部員が本部長到着までの間代行する。
  - 3) 防災本部開設時には、防災マニュアル・生活避難所マニュアル・防災マップ・携帯ラジオ・防災無線（防災本部長、副本部長が1台ずつ2台及び防災無線設置受託者が1台管理）、その他防災本部開設に必要なものを用意する。
5. 防災本部の初期行動
- 1) 役員や本部員は防災本部への集合途中に地区の状況を把握し、報告する。
  - 2) 防災資機材を搬出し設置する。
  - 3) 街区長からの情報をまとめ、1～2メートル四方に拡大した防災マップに被災状況を記入して避難経路を検討し、決まったことを避難対象地域の街区長に連絡する。
  - 4) 連絡が取れない街区に、防災本部から連絡要員を派遣する。消火や救助の協力者を募る。
  - 5) 住民の避難状況の情報を収集する。世帯数や人数、内訳（大人、子ども、障害者）、住所などをまとめ、区役所や警察署および消防署に連絡を取り、被災状況を報告し、支援を要請する。
  - 6) 近隣地域の自治会と連絡を取り、広域圏の大まかな情報収集をする。
  - 7) 防災本部の活動に並行して、生活避難場所運営本部の開設や生活避難場所の開設準備に努める。
  - 8) 生活避難場所と区災害対策本部との情報伝達を行う開設員（区職員）の到着が遅れる場合は、自主防災会が無線機（体育館ステージ横に設置）を使用し、区災害対策本部との情報伝達を行う。

### 第3 平常時の自治会防災活動

1. 別紙1・「こころ自治会自主防災会防災計画」に基づき、防災啓発活動や防災訓練などを行ない、自主防災会役員を初めとした住民に、防災活動に必要な知識や技能の習得に努めさせる。
2. 「防災マップ」で、住民へ避難場所、避難経路などの情報を周知徹底させる。
3. 消防署、区役所から防災情報や自治会内の危険警戒区域情報などの提供があったときは、速やかに住民へ報告する。
4. 実情に応じて「防災マニュアル」を見直す。

### 第4 災害時の緊急連絡先

1. 関係機関の連絡先は「生活避難場所運営マニュアル」を参照する。
2. 防災本部は要避難支援者（災害弱者）の把握のため「生活避難場所運営マニ

ュアル」を参照して民生委員に緊急に連絡を取る。

## 第5 情報連絡責任者と連絡網

1. 自主防災会長は自治会を代表し、区役所や消防署からの連絡窓口となる第1の情報連絡責任者とする。情報連絡責任者は、緊急の災害情報を自治会全世帯に電話や電子メール、口頭で連絡する。連絡網はあらかじめ作成する。
2. 自主防災会長不在のときは、自主防災副会長が第2の情報連絡責任者となる。両名がいずれも不在のときは、自主防災会長を第3の情報連絡責任者とする。
3. 街区長と班長は、担当地域の情報連絡責任者とする。複数の街区長がいる街区は、担当する範囲をあらかじめ決めておく。
4. 街区長と班長が不在の時のために、情報連絡責任者の代理者をあらかじめ決めておく。代理者の連絡先を、班長は街区長に、街区長は自主防災会長にそれぞれ報告する。
5. 自治会役員に対する情報連絡は、別表1「災害時情報連絡網（自治会役員）」により、住民に対する情報連絡は、別表2「災害時情報連絡網（住民用）」による。情報連絡責任者と代理者に変更があったときは報告し、連絡網を訂正する。

## 第6 避難行動の手順

1. 大規模地震などの突発的な災害が発生したときは、各ダストステーションや最寄りの第一次避難場所（近隣の公園）に班単位で集合し、班長は班員の集合状況を確認する。班長は、班員から家族の安否や自宅の被害の有無などの報告を受ける。
2. 班長は、班員を指示して、班内の火災や要救助者の有無等の把握に努める。火災や要救助者を発見したときは、防災本部に連絡し、班員を指示し、可能な限り初期消火や救助に努める。
3. 第一次避難場所が延焼などにより危険なときは、生活避難場所に避難を開始する。避難のときは、班単位で行動し、班長が先導する。避難後は、被災状況や避難状況を街区長に報告し、初期消火や救助活動を続けている班員がいれば報告する。街区長は本部に状況を報告する。
4. 街区長は、最寄りの第一次避難場所等に避難している班長を通じて、街区内の被災状況の報告を受け、火災や要救助者の有無を本部に報告する。本部の指揮を受け、街区内の自治会班長及び住民を指示し、初期消火要員や救助要員を選んでグループを編成し、初期消火や救助活動を行なう。
5. 生活避難場所が延焼等により危険なときは、隣接地域の避難場所（生活避難場所や広域避難場所など）へ避難する。隣接地域への避難は、本部が区役所や消防署へ連絡を取り、適切な避難場所や避難経路の指示を受けるが、急を

要する場合は本部長が指示する。

6. 避難は街区単位で行動する。街区長が先導し、必ず最後部には防災部員か本部役員が付き、避難状況を確認する。隣接地域の避難場所へ避難後は、街区長は避難住民の把握、確認を行い、本部に報告する。

## 第7 要避難支援者（災害弱者）対策

1. 平常時、班長はこころ自治会担当の民生委員と協力し、班内の要避難支援者（災害弱者）の人数を把握するよう努める。把握は、該当者からの申し出の他に、近所の住民からの連絡などがあるが、プライバシーと該当者の意志に配慮する。
2. 班内に要避難支援者がいる場合、班長は、災害発生時の安否確認や避難の手助けなど、班内での役割分担を事前に決めておく。災害時に分担となった人が手助けに行けない場合を考えて、複数の人が手助けできる体制を作っておく。
3. 要避難支援者が複数おり、班内で救助体制を組むのが困難なときは、街区長に報告し、街区長が指示し、街区内で体制を作る。
4. 班長は、要避難支援者の名簿を作成し、街区長を通じて自主防災会に報告する。名簿は自主防災会長が管理する。該当者のプライバシーを尊重し、管理には気をつけ、災害からの避難時以外は公開を禁ずる。
5. 自主防災会は、平常時の防災訓練で、要避難支援者の避難・救助訓練を行なう。寝たきりの高齢者や病人、体の不自由な人の避難用に、担架や毛布、背負うことができる幅の広いひもなどを日頃から常備する。
6. 災害発生時、要避難支援者の救出に、班や街区で対応することが困難な場合、防災本部が救助要員を派遣する。派遣先は以下の優先順位で決定する。  
優先順位：①乳幼児・児童②障害者③老人④女性⑤男性

## 第8 備蓄物資の整備と防災資機材の管理

1. 自治会として非常食の備蓄は行なわない。非常食は保管期限があるため、期限超過分の処分が必要となる。補充をその都度行なうと、購入費用が自治会費を圧迫する。広島市備蓄倉庫には約500人分の非常食料品が備蓄されて、非常時には3日から1週間をめぐり、行政の支援が期待できる。
2. 最寄りのスーパーマーケットやコンビニエンスストア等と非常時食品購入協定を結び、炊き出しなどが必要と判断すれば、食料品を購入する。
3. 住民に、日頃から各家庭で3日分の食料や飲料水を備蓄するよう促す。
4. 防災資機材は、通常の自治会活動でも利用できるものを優先的に購入する。自主防災会員は、防災訓練で利用し、使い方を把握する。



5. 防災資機材は原則、学区集会所敷地内所在の保管庫で保管し、保管庫の鍵を複数の責任者が管理する。  
鍵の管理者は、「自主防災会長、自主防災会の副会長」の2名とする。
6. 年1回（毎年6月）を自主防災会管理の防災資機材の総点検日とする。資機材のなかで耐用年数のあるものは入れ替え、点検整備を実施し、品質管理と機能の維持に努める。

## 第9 添付資料

- 別紙 1・・・「こころ自治会自主防災会防災計画」
- 別紙 2・・・「大規模災害時の避難場所」
- 別紙 3・・・「こころ自治会防災資機材一覧表」
- 別紙 4・・・「災害時情報連絡網（自治会役員）」
- 別紙 5・・・「災害時情報連絡網（住民用）」

## こころ自治会自主防災会防災計画

### 1. 目的

この計画は、こころ自治会自主防災会（以下「本会」という。）の防災活動に必要な事項を定め、火災や地震、風水害等の災害による人的、物的被害の発生とその拡大を防止することを目的とする。

### 2. 計画事項

- (1) 組織編成及び任務分担
- (2) 防災知識の普及啓発
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 情報の収集伝達
- (5) 出火の防止及び初期消火
- (6) 救出救護
- (7) 避難誘導
- (8) 給食給水
- (9) 防災資機材の備蓄と管理
- (10) 災害発生時の活動

### 3. こころ団地の概況

#### (1) 自然的条件

こころ団地は、向山の麓、標高 290m の山上を切り開いた台地の上に造成され地盤は固いが G・H・J（旧 A 街区）、C・D（旧 Cn 街区）、R・S・T（旧 N 街区）、O（旧 P 街区）及び N（旧 O 街区）は一部または全部が盛土されている。

近隣には、海や川、急傾斜地崩壊危険区域はない。ただし、東側は己斐断層、西側は、五日市断層に囲まれている。己斐断層と五日市断層の最新活動時期はおおよそ 1000 年前と推定されている。己斐断層の活動周期は 1 万年～10 万年、五日市断層の活動周期は 4000 年～8 万年であることを勘案すれば、これらの断層を起源とする大地震が近い将来発生する可能性は低いといわれている。

#### (2) 都市的条件

こころ団地は、西風新都の梶毛東地区に位置し、1 期造成地区（伴南 1 丁目・伴南 4 丁目）は、900 世帯 3000 人、2 期造成地区（伴南 5 丁目）は、800 世帯 2700 人、造成中の 3 期造成地区は、1000 世帯 3300 人（いずれも計画）と段階的に拡大されている。

自治会としては、今後の団地の拡大に従い、自治会を拡大、または分割するなどの案がある。

団地内にはガソリンスタンドが3カ所ある。近隣のこころ産業団地は、流通関係が多く、危険物を扱う会社は今のところない。

こころ団地の宅地は、消防車が入れない道も急な坂道もなく、街づくり規約により隣接境界を1m以上取っており、失火による延焼の危険性は低い。

近くには消防署の沼田出張所があり、救急車で6分、消防車で10分かかる。沼田出張所を応援する八幡出張所からは15分程度かかる。

#### 4. 災害発生想定と対応方針

##### (1) 自然災害

こころ団地は、自然条件による津波・高潮の危険は、まったくない。大雨による洪水・土砂災害の危険もない。若干、法面崩壊の危険はあるが雨水を貯める山が無い事から危険度は低い。

台風などの大風による危険はある。

地震による危険は比較的少ない。己斐断層と五日市断層は、断層を起源とする大地震が近い将来発生する可能性は低い。安芸灘地震は、40年おきに発生しているが、壊滅的な被害が発生するとは考えられない。

##### (2) 都市災害

こころ団地の中央を通る道路で交通災害が起こる可能性がある。

##### (3) 災害時対応方針

###### ① 火事

初期消火を中心に対策を取る。

###### ② 地震

己斐断層と五日市断層による大地震は想定せず、安芸灘地震などで火災や若干の家屋倒壊、けが人の発生、ライフラインの断絶などを想定。初期消火や応急手当、給食、情報伝達訓練を中心に備える。

###### ③ 風害

台風などの風害被害が発生しないよう、防災ハンドブックなどで対策方法を啓発する。

###### ④ 都市災害

交通災害などが発生した場合、公的機関が設置した現地対策本部と連携を取り、本会としての対策は取らない。

###### ⑤ 津波・高潮・洪水・土砂災害

対応策は取らない。

#### 5. 組織編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行なうため、本会に次のグループを設置する。年度ごとに人員を割り当てる。

(1) 本部

本会の運営、防災関係機関との連絡調整

(2) 情報・避難誘導班

被害情報の収集と伝達及び住民の避難場所への誘導と安否確認

(3) 初期消火班

初期消火活動

(4) 救助班

負傷者の救出救護

(5) 子供保護班

保護者の見当たらない子供の保護

6. 防災知識の普及啓発

住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及啓発を行なう。

(1) 啓発事項

- ① 本会及び防災計画
- ② 災害の知識
- ③ 避難経路と避難箇所
- ④ 各家庭における防災上の留意事項
- ⑤ その他、防災に関すること

(2) 普及啓発方法

- ① 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布、掲示
- ② 講演会や座談会、防災マニュアル勉強会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間等、防災関係諸行事の行なわれる時期に合わせて実施する。

7. 防災訓練

災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難を迅速かつ的確に行なうため、防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練と総合訓練とする。

(2) 個別訓練

個別訓練は、次の訓練とする。

- ① 情報の収集伝達訓練
- ② 消火訓練

- ③ 避難訓練
- ④ 救出救護訓練
- ⑤ 給食給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2 つ以上の個別訓練を行なう。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施時には、目的や実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期と回数

訓練は、原則として防災の日、春季及び秋季火災予防運動期間中又は町内会等の行事に合わせて実施する。総合訓練は年 1 回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

8. 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報や防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集し、本部に連絡し、必要な情報を住民や防災関係機関等に伝達する。情報の収集伝達は、テレビやラジオ、有線放送、電話、メール、携帯無線機、伝令等による。(防災無線 1 台伴南学区集会所に設置されており、原則開設員(区職員)が使用するが、到着が遅れる場合は自主防災会で使用してよい。)

9. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

防災の日や春季・秋季火災予防運動期間中に、住民に次のことを呼びかける。

- ① 火気使用設備、器具の点検整備と周辺の整理整頓
- ② 石油類など危険物品の保管状況の確認
- ③ 消火器など消火資機材の点検
- ④ 建築物の危険箇所の点検

(2) 初期消火対策

初期消火用のため、消火器を中心に水バケツ、消火砂、そのほか必要と考えられるものを整備する。

10. 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊や落下物で、人が閉じこめられたり、けが人が生じたりしたときは、直ちに救出活動を行なう。現場付近の者は積極的に協力する。

(2) 防災関係機関への出動要請

防災関係機関による救出が必要なときは、出動を要請する。

(3) けが人が発生した場合

応急救護所へ搬送し、防災関係機関や医療機関に連絡する。

1 1. 避難誘導

火災の延焼拡大や家屋倒壊、台風などにより、住民の人命に危険が生じ、また生ずるおそれがある場合は、次の手順で避難する。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出た時や、会長が必要と認めたときは、会長は避難誘導班に対し、避難誘導を指示する。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、住民を定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難場所

別紙2の通り

1 2. 避難場所での給食・給水

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等の配分、炊き出しなどにより給食活動を行なう。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市などから提供された飲料水や水道で給水活動を行なう。

(3) その他の救援物資の受領と分配

給食給水班員は、生活必需品の救援物資を受領し、分配する。

1 3. 防災資機材

防災資機材の備蓄や管理は、計画的に行なう。ダストステーション内の消火器については年2回、その他の資機材については年1回点検を行なう。

以上

## 大規模災害時の避難場所

### ①近隣避難場所

自宅近くの公園・広場・空き地などの広くて安全な場所。緊急に避難するための身近な場所で、「こころ」内には、第一公園から第一三公園、こころ北公園およびレイクサイドパークなどがある。

### ②生活避難場所

緊急避難に充てられるとともに、生活の場を失った被災者の臨時的な宿泊・滞在の場所。避難した被災者には安否確認が行なわれ、避難生活に必要な最小限の物資が供給される。伴南小学校や大塚小学校など市立小学校を中心に広島市が選定している。

### ③広域避難場所

近隣避難場所や生活避難場所が、周辺の延焼拡大などによって危険になったときの最終的な避難場所。救援物資の輸送拠点など防災拠点機能も併せ持つ。ただし、延焼火災などの危険がなくなったときには、自宅または生活避難場所に戻る。広域避難場所は、とても広い公園やグラウンドを中心に広島市が選定しており、「こころ」の近隣では以下の場所がある。

安佐南区	1	広島修道大学グラウンド	大塚東一丁目 1
	2	広陵高等学校グラウンド	沼田町伴 4754
	3	市立沼田高等学校グラウンド	伴東六丁目 1
佐伯区	4	五月が丘小学校グラウンド 五月が丘中学校グラウンド	五月が丘二丁目 22・23

## こころ自治会防災資機材一覧表

品 目	数 量	設置年月日	保管・設置場所
消火器	118	H14/10/19 (順次取替更新)	各ダストステーション 第二集会所
消火用バケツ	18	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
ヘルメット	20	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
発電機	2	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
投光器	4	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
コードリール	4	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
ガolin携帯缶	1	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
リヤカー	2	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
トランシーバー	12	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
アルミ羽釜(4 升)	2	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
アルミ羽釜用木蓋	2	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
ステンレス大型鍋	2	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
かまど50型 HK 500	4	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
大型ガスコンロ	4	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
木製蒸し器 (4.5 升)	2	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)



火消し壺	1	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
テント (6坪タイプ)	2	H18/10/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
避難誘導灯	2	H17/9/30	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
ざる	4	H22/12/12	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
拡声器	3	H22/12/12	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
扇風機	2	H24/08/25	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
ジャケット：帽子	5	H24/08/25	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)
空気入れポンプ	1	H30/07/01	集会所倉庫 (E〔Cs〕 街区)

※ 2022年1月現在